

調整指数（学童）

類型	番号	細目	調整指数
全体	1	ひとり親家庭等については調整指数(+)を計上する	+16
	2	生活保護の家庭については調整指数(+)を計上する	+2
	3	中心者が失業し、就労の必要性が高い家庭については調整指数(+)を計上する	+3
	4	虐待DV等により、社会的養護が必要な家庭については調整指数(+)を計上する	+4
	5	入所希望児童に障害がある場合は調整指数(+)を計上する	+4
	6	1年生	+30
	7	2年生	+20
	8	3年生	+10
	9	4年生	+2
	10	5年生	+1
	11	重複該当(就労中で疾病・障害・介護・看護・就学等に該当する場合)	+2
	12	両親ともに不在である家庭の場合は調整指数(+)を計上する	+32
	13	保護者が単身赴任の場合は調整指数(+)を計上する	+2
居宅外労働、居宅内労働(自営・農林漁業)、介護・看護、就学(通学)	14	1ヶ月 23 日以上 の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+6
	15	1ヶ月 20 日以上 22 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+5
	16	1ヶ月 18 日以上 19 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+4
	17	1ヶ月 16 日以上 17 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+3
	18	1ヶ月 13 日以上 15 日以下の就労(就学・介護・看護)日数の場合は調整指数(+)を計上する	+2
	19	自営業・農林漁業に従事している者が事業中心者である場合は調整指数(+)を計上する	+2
	20	自営業・農林漁業に従事している者の事業所(店舗)が自宅外にある場合は調整指数(+)を計上する	+1
内職	21	1ヶ月 5 万円以上の収入がある場合は調整指数(+)を計上する	+3
	22	1ヶ月 3 万円以上 5 万円未満の収入がある場合は調整指数(+)を計上する	+2
	23	1ヶ月 1 万円以上 3 万円未満の収入がある場合は調整指数(+)を計上する	+1
育児休業	24	育児休業の復職予定日が入所する年度内ではなく、翌年度内である場合に調整指数(－)を計上する	－1
	25	育児休業の復職予定日が入所する年度の翌年度内ではなく、翌々年度内である場合に調整指数(－)を計上する	－2
	26	育児休業の復職予定日が入所する年度の翌々年度内ではなく、それ以降である場合に調整指数(－)を計上する	－3
その他	27	その他市長が定める事由に応じて、保育の必要性を入所選考会議にて決定し、調整指数(+)を計上する	～+10

1.番号5の入所希望児童の障害については、手帳の交付を受けている児童又はそれと同等の児童をいう。

2.事業中心者とは、経営者(共同経営者を含む)であり、その事業収入により生計を営んでいる場合とする。

3.自営等で、事業所(店舗)が自宅外にある場合とは自宅と店舗が完全に別棟になっていることとする。

4.上記以外で特に調整指数が必要なものは入所選考会議にて決定する。